

鳥取市幸町スケートボード場の開設

☎ 本庁舎生涯学習・スポーツ課（58番窓口）
☎ 0857-30-8428 ☎ 0857-20-3954

幸町に鳥取市幸町スケートボード場を整備します。スケートボードを気軽に楽しむための施設です。ルールやマナーを守り、自由にご利用ください。

供用開始 4月中旬（予定）

スポーツくじ



この鳥取市幸町スケートボード場は、スポーツ振興くじ助成金を受けて整備されたものです。

鳥取市お買い物応援キャンペーン ネットで全品 30%OFFクーポン使えます

☎ とっとり市カスタマーセンター
☎ 0857-54-1952 🌐 <https://tottori-ichi.jp/>

鳥取市公式インターネットショップ「とっとり市」では、鳥取&麒麟のまちの特産品が全品30%OFFで買えるクーポンキャンペーン（会員限定）を開催。買って贈って産地を応援しよう！

期間 4月2日（土）～9月30日（金）



とっとり市 検索

鳥取市国民健康保険の運営と保険料

☎ 本庁舎保険年金課（9番窓口）☎ 0857-30-8222 ☎ 0857-20-3906

■運営の現状

国民健康保険は、鳥取県と県内市町村が共同運営し、本市においては医療費の適正化や保険料の納付において加入者のみなさんのご協力により、安定した財政運営が続いています。

■保険料

令和4年度の保険料率は据え置きとし、医療分および後期高齢者支援金分の賦課限度額の引き上げと新たに未就学児の保険料軽減を行います。

【令和4年度保険料率】

区分	保険料率		
	所得割	均等割	平等割
医療分	6.1%	20,900円	22,000円
後期高齢者支援金分	2.7%	9,200円	9,000円
介護納付金分	2.2%	9,200円	7,000円

医療分：加入者全員が負担

後期高齢者支援金分：後期高齢者医療制度を支えるため、加入者全員が負担

介護納付金分：40～64歳の加入者が負担

【保険料軽減判定基準所得】

区分	基準所得 ^{※1}
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{※2} の数-1)
5割軽減	43万円+28.5万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円+52万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

※1 基準所得：世帯の国保加入者全員（擬制世帯主を含む）の総所得金額などの合計

※2 給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入55万円以上）または年金所得者（年金収入⇒65歳未満：60万円以上、65歳以上：110万円以上）

注：軽減判定により基準所得を下回る世帯は保険料（均等割・平等割）が軽減されますが、所得が判明していない場合は判定できません。所得がない人も所得の申告を必ずしましょう。

【賦課限度額】

令和4年度は医療分と後期高齢者支援金分の賦課限度額を引き上げます。

区分	令和3年度	令和4年度
医療分	63万円	65万円
後期高齢者支援金分	19万円	20万円
介護納付金分	17万円	改定なし

【保険料の算定方法】

保険料は、所得割・均等割・平等割をそれぞれの料率で計算し、合計額が年間の保険料となります。

所得割	被保険者の前年の総所得金額等から43万円を引いた額に、所得割率を乗じて算出
均等割	被保険者1人あたりの額
平等割	1世帯あたりの額

注：年度途中で国保の資格を取得あるいは喪失した場合は、月割りで計算します。手続きは速やかに行ってください。

【未就学児の保険料軽減】

令和4年度の保険料から未就学児の均等割が5割軽減となります。

基準所得による軽減が適用されている場合は、軽減後の均等割を5割軽減します。

廃棄物対策課からのお知らせ

☎ 本庁舎廃棄物対策課（25番窓口）☎ 0857-30-8091 ☎ 0857-20-3918

地域別「ごみカレンダー」をご活用ください

地域別の「ごみカレンダー」を、本市公式ウェブサイトとデータ放送（ぴよんぴよんチャンネル）に掲載していますのでご活用ください。



■本市公式ウェブサイト

トップページ⇒くらしの情報⇒くらし・環境⇒ごみ・リサイクル⇒家庭ごみ⇒収集曜日一覧

※4月～令和5年3月分

■データ放送「ぴよんぴよんチャンネル」(12CH)

①「ごみカレンダー」で地区を選択すると、当日から4週間分の収集が表示されます。

②地区を「お気に入り登録」すると、今日の収集が表示されます。

③リモコンの青ボタンで、ごみカレンダーをダイレクトに表示できます。

※ケーブルテレビへの加入が必要です。



ルールを守ってごみステーションを清潔に管理・利用しましょう

ごみステーションは、町内会やアパートなどの管理・清掃のもと、住民のみなさんがお互いに協力し、共同で利用していただいております。

4月は他の地域からの転入などで、本市のごみ出しに不慣れな人が誤った方法でごみを出される場合があります。

「きちんと分別する」「出してはいけないものを出さない」「定められたごみステーションに午前8時までに出す」など、改めてごみ出しのルールをご確認いただき、協力して清潔に利用するようお願いいたします。



鳥取地域の祝日のごみ収集

※国府・福部・河原・用瀬・佐治・気高・鹿野・青谷地域については、総合支所だよりをご確認いただくか、各総合支所市民福祉課にお問い合わせください

祝日のごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチックごみ	食品トレイ資源ごみ 小型破碎ごみ
4月29日（金） （昭和の日）	収集します	該当地区はありません		お休みします	
5月3日（火） （憲法記念日）	収集します		お休みします ※5月10日（火）に振替	お休みします	
5月4日（水） （みどりの日）	該当地区はありません			お休みします	
5月5日（木） （こどもの日）	収集します	お休みします ※5月12日（木）に振替		お休みします	

【注意事項】

ごみを出すときは必ず収集日を守り、午前8時までに出してください。ただし、災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみ収集を中止する場合があります。ごみ出しやごみ収集が困難と思われる場合は、次回の収集日（安全な日）に出すようにしてください。

乾電池・蛍光灯の収集（鳥取地域）

鳥取地域の次の乾電池、蛍光灯の収集は4月1日（金）～7日（木）の小型破碎ごみの収集日です。乾電池は透明または半透明の袋に入れ、蛍光灯は壊れないよう購入時のケースなどに入れて、出してください。

4月